

事業継続へ最大250万円

企業向け支援

経済対策は新型コロナウイルスの影響がなお残る企業向けに厚めの支援策を用意した。柱の一つが「事業復活支援金」の創設。昨年または2年前と比べ売り上げが大幅に減った事業者を対象にし、減収分の補填につなげる仕組みだ。

11月から2022年3月までの5カ月分を一括して支給する内容で、事業の継続支援に力点を置く。給付

額は、50%以上の減収となった企業のケースで年間売上高が5億円以上ならば、最大250万円。1億円以上5億円未満だと最大150万円、1億円未満なら最大100万円となる。

20年度に実施した「持続化給付金」は、1年間の減収を補つため最大200万円、個人事業主に最大100万円を配った。新たな支援金のほうが1カ月あたり

の支給額が大きく、給付の対象も広い。不正受給が横行した反省を踏まえ、今は金融機関などが事業実態を事前に確認する。

岸田文雄首相が掲げる「成長と分配の好循環」の実現に向け、対策には賃金の引き上げを促す施策も盛り込んだ。既存の「事業再構築補助金」や「ものづくり補助金」で、賃上げを事業計画に組み込んだ企業に対する優先的に採択する。従業員の賃上げに積極的な企業は税の控除率を広

げた企業のケースで年間売上高が5億円以上ならば、最大250万円。1億円以上5億円未満だと最大150万円、1億円未満なら最大100万円となる。

2022年3月まで延長する。ただ助成金の日額上限(現状は1万3500円)を段階的に見直すとの方向性を記した。政府は1月から縮小する方針で、売り上げが大幅に減った企業の特例は維持する。

雇調金の支給決定額は5兆円に迫り、財源が枯渇している。

売り上げ減少企業を支援

事業規模に応じた給付額(最大)

年間売上高	減収率	
	50%	30%
5億円以上	250万円	150万円
5億円未満 1億円以上	150万円	90万円
1億円未満	100万円	60万円
個人事業主	50万円	30万円

ポストコロナへ向け投資後押し

- 補正予算で積み増し
- 社会の変化に応じた新事業展開を援助
- 赤字や債務超過の企業の再生を援助
- 減収要件を緩和

従業員への還元につなげる

- 賃上げ税制の控除率拡大
- 賃上げを進める企業を補助金で優先採択

事業復活支援金

事業再構築補助金

賃上げ促進